# 甲府市公報

## 第1364号

発行所甲 府 市 役 所発行人甲 府 市/每月5日発行

発行定日が休日に当たるときはその翌日

印刷所 サンニチ印刷

甲府市北口二丁目6番10号

## 目 次

[規 則]	
甲府市財務規則の一部を改正する規則 38	7
甲府市青少年育成センター規則の一部を改正する規則… 38	7
[告 示]	
公印登録告示 (2件)	8
保育料収納事務の委託告示38	9
市立甲府病院診療費用等に係る一部未収金の収納事務	
を委託した旨の告示38	9
差押調書(謄本)公示送達 38	9
固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の	
告示	9
一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示 39	0
介護保険被保険者証無効告示39	0
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示 39	0
開発行為に関する工事の完了公告 39	0
配当計算書 (謄本) · 充当通知書公示送達 · · · · · · 39	0
入札告示 (5件)	1
開発行為に関する工事の完了公告(4件) 39	7

道路区域の変更告示	398
開発行為に関する工事の完了公告 (2件)	398
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	
(2件)	398
国民健康保険料納入通知書公示送達	399
予防接種実施公告	399
農用地利用集積計画を定めた旨の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	400
開発行為に関する工事の完了公告	400
差押調書(謄本)公示送達	401
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	
(2件)	401
道路の供用開始告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	401
都市計画事業認可図書縦覧告示	401
介護保険被保険者証無効告示	402
開発行為に関する工事の完了公告	402
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示…	402
農業振興地域整備計画の変更公告	403
開発行為に関する工事の完了公告 (3件)	403
国民健康保険被保険者証無効告示	404

(2件)404
都市計画図書縦覧告示 405
入札告示
甲府市レンタサイクル利用料の徴収事務の委託告示 406
開発行為に関する工事の完了公告 (2件) 406
差押調書 (謄本) 公示送達 406
甲府市職員採用試験実施公告 407
配当計算書 (謄本) · 充当通知書公示送達 407
開発行為に関する工事の完了公告 407
差押調書 (謄本) 公示送達 407
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示
(3件)
開発行為に関する工事の完了公告 408
入札告示408
[教育委員会]
甲府市遊亀会館条例施行規則を廃止する規則 410
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告 410

[選挙管理委員会]

甲府市農業委員会委員選挙人名簿登録者総数の2分の	程420
1の数の告示 411	[任 免 辞 令]
[監査委員]	市長事務部局421
甲府市監査委員事務局事務分掌規程の一部を改正する	[] 区事份印刷····································
規程	
[農業委員会]	
甲府市農業委員会4月定例総会招集公告 412	
[上下水道局]	
甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関	
する規程の一部を改正する規程 413	
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公	
告	
公金収納業務の委託告示 415	
停水解除業務の委託告示415	
滞納整理及び給水停止等業務の委託告示 415	
下水道工事指定店の指定告示 416	
水道料金・下水道使用料検針調定及び開閉栓業務の委	
託告示	
入札告示416	
[甲府市災害対策本部]	
甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程 417	
[甲府市地震災害警戒本部]	
甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規	

# 規則

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年4月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

#### 甲府市規則第22号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)の一部を次のように改正する。 第94条第2項第5号中「、社会教育センター使用料及び遊亀会館使用料」を

「及び社会教育センター使用料」に改める。

第59号様式(その6)中「・遊亀会館」を削る。

附則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

甲府市青少年育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年4月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

#### 甲府市規則第23号

甲府市青少年育成センター規則の一部を改正する規則

甲府市青少年育成センター規則(昭和47年12月規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条中「甲府市幸町15番6号」を「甲府市丸の内一丁目18番1号」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成25年5月7日から施行する。
- 2 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改正する

第21条第1項の表中「甲府市幸町15番6号」を「甲府市丸の内一丁目18番1号」に改める。

# 告示

甲府市告示第137号

次の公印を新調し登録したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを 告示する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 新調した公印
  - (1)種別 一般公印
  - (2) 名称 部長等印
  - (3) ひな形 13
  - (4) 書体 てん書
  - (5) 寸法 方24 m m
  - (6) 印材 木
  - (7) 用途 部長等名をもってする文書
  - (8) 個数 2個



(市民部)



(建設部)

- 2 新調した公印
  - (1)種別 専用公印
  - (2) 名称 市長印
  - (3) ひな形 27の3
  - (4) 書体 楷書
  - (5) 寸法 径8 m m
  - (6) 印材 木
  - (7) 用途 養育医療券の変更確認に使用する印
  - (8) 個数 1個



- 3 新調した公印
  - (1)種別 専用公印
  - (2) 名称 証明専用市長印(番号入)
  - (3) ひな形 28
  - (4) 書体 てん書
  - (5) 寸法 方21mm
  - (6) 印材 木
  - (7) 用途 証明関係文書
  - (8) 個数 1個



4 公印の登録日 平成25年4月1日

甲府市告示第138号

次の公印を改刻し登録したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを 告示する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 改刻した公印
  - (1)種別 一般公印
  - (2) 名称 市長印
  - (3) ひな形 7
  - (4) 書体 てん書

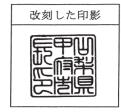
(5) 寸法 方24 m m

(6) 印材 木

(7) 用途 市長名をもってする文書

(8) 個数 1個





2 公印の登録日 平成25年4月1日

甲府市告示第139号

児童福祉法第56条第4項及び甲府市保育料徴収規則第3条第2項の規定に基づき、甲府市保育料の収納事務を次のとおり委託したので、児童福祉法施行令第44条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 委託する相手方 別紙の甲府市保育料収納事務受託者一覧表のとおり
- 2 委託する期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 委託する事務 甲府市保育料の収納事務

(別紙省略)

甲府市告示第140号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、市立甲府病院の診療費用等に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第一項の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 委託する相手方

名 称 弁護士法人 舘野法律事務所 所 在 地 東京都渋谷区渋谷2-16-8 南雲ビル4階

代表者氏名 弁護士 舘野 完

2 委託開始日

平成25年4月1日

3 委託する事務の範囲

原則として未収発生から1年以上経過した医業未収金の管理回収事務

甲府市告示第141号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名 差押調書(謄本) 税発第3664号

2 送達を受けるべき者 依田 幸子

3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滯納整理課

甲府市告示第142号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第410条第1項の規定によって決定した平成25年度の固定資産の価格等について、同法第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録した。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第143号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」と いう。) 第6条第1項の規程に基づき、一般廢棄物の処理実施計画を定めたので、 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成5年条例第22 号) 第6条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第144号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例 施行規則(平成12年3月規則第21号)第12条の規定により告示する。

平成25年4月2日

甲府市長 宮 鳥 雅 展

1 書類名 介護保険被保険者証

2 被保険者番号並びに住所及び氏名

別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第145号

甲府市自転車駐車場条例(平成19年9月条例第28号)第13条第1項の規定 により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市 自転車駐車場条例施行規則(平成19年9月規則第42号)第5条の規定により次 のとおり告示する。

平成25年4月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所 甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場 甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場 甲府市酒折駅南口自転車駐車場 甲府市酒折駅北口自転車駐車場

- 2 撤去し、保管した自転車の型式等 別紙のとおり
- 3 保管した日

平成25年3月13日(水)

4 返還の申出場所

市民部市民協働室消費生活センター 交通安全係 10055-237-5303

5 保管場所

甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場 甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場 甲府市酒折駅北口自転車駐車場

6 返還時に持参する物

住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

(別紙省略)

甲府市告示第146号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市右左口町字七覚下4051番、4052番3、4052番5、4052 番 6

以上4筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市右左口町4051番地

小 林 大 三

甲府市告示第147号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送した が返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第 226号) 第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

平成25年4月3日

#### 甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名 配当計算書(謄本) 税発第3700号

充当通知書 税発第3701号

2 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次

3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第148号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

#### 甲府市長 宮 島 雅 展

#### 一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告個別事項

入札番号		(管) 1号				
工事名		相川小学校他空調設備設置工事				
工事場所		甲府市古府中町1,	5 0	1番地他		
	1	工事内容	相川小学校(普通教室他 1,554r 工事内容 羽黒小学校(普通教室他 2,122r 空調設備(GHP)設置工事 一式			
工事概要	2	工期	工期 平成25年10月15日まで			
	3	予定価格 (税込み)	予定価格(税込み) 98,604,450円			
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 適用				
	1	本店所在地		甲府市内		
入札参加資格	2	競争入札参加資格		電気又は管 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員 電気A又は管A 構成員 代表構成員と異なる工種の 電気AかB又は管AかB		
	3	同種工事施工実績		公共施設等の電気設備工事又は機械設 備工事。ただし、1件の工事請負額が		

			2,500万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として 平成12年4月1日以降に完成、引き 渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	総合評価方式の種類	簡易型(I)
総合評価に	2	加算点の満点	1 0
関する事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	平成25年4月3日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成25年4月10日
	3	申請書受付開始日	平成25年4月3日
	4	申請書受付締切日	平成25年4月10日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成25年4月15日
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月3日
	7	設計図書配付締切日	平成25年4月16日
日程	8	設計図書に関する質問 開始日	平成25年4月3日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成25年4月16日
	10	入札日時	平成 2 5 年 4 月 1 9 日 午前 9 時
	11	価格以外の評価点公表 日	平成25年4月23日
	12	開札日時	平成 2 5 年 4 月 3 0 日 午前 9 時
	13	落札者決定日	平成25年4月30日
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資 格に対する	1	質問	平成25年4月17日 午後5時まで
説明	2	回答	平成25年4月18日

価格以外の評価に関す	1	質問	平成25年4月25日まで		
る照会	2	回答	平成25年4月26日		
価格以外の評 を修正した場		公表	平成25年4月26日		
入札の無効		入札に関する条件に違反	記載をした者の行った入札		
入札保証金		免除			
契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若 契約保証金 保証をもって契約保証金の納付に代える 公共工事履行保証証券による保証又は履 よる保証を行った場合は、契約保証金を			・ マは金融機関若しくは保証事業会社の えの納付に代えることができる。また、 こよる保証又は履行保証保険契約締結に		
低入札価格調制度	適用				
		前金払	請求できる		
支払条件		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選 択制とする。)		
		部分払	請求できる		
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財宝 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番 電話055-237-5	<b>~</b> 1 号		

甲府市告示第149号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札(総合評価落札方式)公告個別事項

がスがにナノく「ロー(かい	日刊 圖冊 1200 五日 圖加 手 名
入札番号	(管) 2号
工事名	国母小学校他空調設備設置工事

		甲府市国母四丁目1番	10号他				
	1	工事内容 大空	母小学校(普通教室他 1,796㎡) 国小学校(普通教室他 3,095㎡) 調設備(GHP)設置工事 一式				
工事概要	2	工期平	成25年10月15日まで				
	3	予定価格(税込み)1	20,076,950円				
	4	分別解体等及び特定建 実施義務	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 適用 運施義務				
	1	本店所在地	甲府市内				
	2	競争入札参加資格	電気又は管 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員 電気A又は管A 構成員 代表構成員と異なる工種の 電気AかB又は管AかB				
入札参加資 格	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事又は機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が2,500万円以上の実績に限る。共同企業体の代表構成員が元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。				
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載				
	1	総合評価方式の種類	簡易型(I)				
総合評価に	2	加算点の満点	1 0				
関する事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による				
	1	入札説明書等配付開始 日	平成25年4月3日				
	2	入札説明書等配付締切 日	平成25年4月10日				
	3	申請書受付開始日	平成25年4月3日				
	4	申請書受付締切日	平成25年4月10日				
日程	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成25年4月15日				
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月3日				
	7	設計図書配付締切日	平成25年4月16日				
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成25年4月3日				

雷話	$\cap$	5	5	_	2	3	7	_	5	1	2	4	

	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年4月16日		
10		入札日時	平成25年4月19日 午前9時5分		
	11	価格以外の評価点公表 日	平成25年4月23日		
	12	開札日時	平成25年4月30日 午前9時5分		
	13	落札者決定日	平成25年4月30日		
	1	参加申請時	入札説明書に記載		
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書		
入札参加資 格に対する	1	質問	平成25年4月17日 午後5時まで		
説明	2	回答	平成25年4月18日		
価格以外の 評価に関す	1	質問	平成25年4月25日まで		
る照会	2	回答	平成25年4月26日		
価格以外の評価 を修正した場合		公表	平成25年4月26日		
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札			
入札保証金		免除			
契約保証金		保証をもって契約保証金 公共工事履行保証証券に	付 共又は金融機関若しくは保証事業会社の さの納付に代えることができる。また、 こよる保証又は履行保証保険契約締結に は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調 制度	背査	適用			
		前金払	請求できる		
支払条件		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選 択制とする。)		
		部分払	請求できる		
問い合わせ先	3	甲府市総務部契約管財室 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番			

甲府市告示第150号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

## 甲府市長 宮 島 雅 展

## 一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告個別事項

入札番号	札番号 (管) 3号					
		(1) - 3				
工事名		貢川小学校他空調設備設置工事				
工事場所		甲府市貢川本町8番1号他				
	1	工事内容	貢川小学校(普通教室他 1,624㎡) 池田小学校(普通教室他 1,883㎡) 空調設備(GHP)設置工事 一式			
工事概要	2	工期	平成25年10月15日まで			
	3	予定価格 (税込み)	90,969,900円			
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務				
	1	本店所在地	甲府市内			
	2	競争入札参加資格	電気又は管 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員 電気A又は管A 構成員 代表構成員と異なる工種の 電気AかB又は管AかB			
入札参加資 格	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事又は機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が2,500万円以上の実績に限る。共同企業体の代表構成員が元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。			

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(I)
	2	加算点の満点	1 0
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	平成25年4月3日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成25年4月10日
	3	申請書受付開始日	平成25年4月3日
	4	申請書受付締切日	平成25年4月10日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成25年4月15日
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月3日
	7	設計図書配付締切日	平成25年4月16日
日程	8	設計図書に関する質問 開始日	平成25年4月3日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成25年4月16日
	10	入札日時	平成25年4月19日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表 日	平成25年4月23日
	12	開札日時	平成25年4月30日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成25年4月30日
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資 格に対する	1	質問	平成25年4月17日 午後5時まで
説明	2	回答	平成25年4月18日
価格以外の評価に関す	1	質問	平成25年4月25日まで
る照会	2	回答	平成25年4月26日
価格以外の評を修正した場		公表	平成25年4月26日
入札の無効		入札参加資格のない者の 申請書又は資料に虚偽の	) 行った入札 )記載をした者の行った入札

	入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
	前金払	請求できる	
支払条件	中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選択制とする。)	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第151号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

## 一般競争入札(総合評価落札方式)公告個別事項

入札番号		(管) 4号		
工事名		玉諸小学校他空調部	玉諸小学校他空調設備設置工事	
工事場所	甲府市上阿原町491番地他		9 1 番地他	
工事概要 2 3 4	1	工事内容	玉諸小学校(普通教室他 2, 132㎡) 東小学校(普通教室他 1,698㎡) 空調設備(GHP)設置工事 一式	
	2	工期	平成25年10月15日まで	
	3	予定価格 (税込み)	97,201,650円	
	4	分別解体等及び特定	ご建設資材廃棄物の再資源化等の 適用	

	_	実施義務	
	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気又は管 次の2者を構成員とする自主結成にる ち特定建設工事共同企業体 代表構成員 電気A又は管A 構成員 代表構成員と異なる工種の 電気AかB又は管AかB
入札参加資 格	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事又は機械 備工事。ただし、1件の工事請負額 2,500万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請とし 平成12年4月1日以降に完成、引 渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	総合評価方式の種類	簡易型(I)
総合評価に	2	加算点の満点	1 0
関する事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作り要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	平成25年4月3日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成25年4月10日
	3	申請書受付開始日	平成25年4月3日
	4	申請書受付締切日	平成25年4月10日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成25年4月15日
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月3日
日程	7	設計図書配付締切日	平成25年4月16日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成25年4月3日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成25年4月16日
	10	入札日時	平成25年4月19日 午前9時15分
	11	価格以外の評価点公表 日	平成25年4月23日
	12	開札日時	平成25年4月30日

ı		ı	
			午前9時15分
	13	落札者決定日	平成25年4月30日
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資 格に対する	1	質問	平成25年4月17日 午後5時まで
説明	2	回答	平成25年4月18日
価格以外の評価に関す	1	質問	平成25年4月25日まで
る照会	2	回答	平成25年4月26日
価格以外の評 を修正した場		公表	平成25年4月26日
入札の無効		入札に関する条件に違反	)記載をした者の行った入札
入札保証金		免除	
契約保証金		保証をもって契約保証金 公共工事履行保証証券に	付 共又は金融機関若しくは保証事業会社の 会の納付に代えることができる。また、 こよる保証又は履行保証保険契約締結に は、契約保証金を免除する。
低入札価格調査 制度		適用	
		前金払	請求できる
支払条件		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選 択制とする。)
		部分払 請求できる	
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番電話055-237-5	51号

甲府市告示第152号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。 なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

## 甲府市長 宮 島 雅 展

## 一般競争入札(総合評価落札方式)公告個別事項

一般規事人化(総合計価格化方式)公古画所事項				
入札番号		(管) 5号		
工事名		山城小学校他空調設備設置工事		
工事場所		甲府市上今井町474番地他		
	1	工事内容	山城小学校(普通教室他 2,678㎡) 大里小学校(普通教室他 2,366㎡) 空調設備(GHP)設置工事 一式	
工事概要	2	工期	平成25年10月15日まで	
	3	予定価格 (税込み)	128,210,250円	
	4	分別解体等及び特定 実施義務	建設資材廃棄物の再資源化等の 適用	
	1	本店所在地	甲府市内	
入札参加資 格	3	競争入札参加資格	電気又は管次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体代表構成員 電気A又は管A構成員 代表構成員と異なる工種の電気AかB又は管AかB 公共施設等の電気設備工事又は機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が2,500万円以上の実績に限る。共同企業体の代表構成員が元請としてでまる。共同企業体の構成員としての実なが、共同企業体の構成員としての実なが、共同企業体の構成員としての実	
		77 100 7	績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格		
	1	総合評価方式の種類	簡易型(I)	
総合評価に	2	加算点の満点	1 0	
関する事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による	
日程	1	入札説明書等配付開始 日	始 平成25年4月3日	

	2	入札説明書等配付締切 日	平成25年4月10日
	3	申請書受付開始日	平成25年4月3日
	4	申請書受付締切日	平成25年4月10日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成25年4月15日
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月3日
	7	設計図書配付締切日	平成25年4月16日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成25年4月3日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成25年4月16日
	10	入札日時	平成 2 5 年 4 月 1 9 日 午前 9 時 2 0 分
	11	価格以外の評価点公表 日	平成25年4月23日
	12	開札日時	平成25年4月30日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成25年4月30日
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資 格に対する	1	質問	平成25年4月17日 午後5時まで
説明	2	回答	平成25年4月18日
価格以外の評価に関す	1	質問	平成25年4月25日まで
る照会	2	回答	平成25年4月26日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	平成25年4月26日
入札の無効		入札に関する条件に違反	つ記載をした者の行った入札
入札保証金		免除	
契約保証金		保証をもって契約保証金	付 供又は金融機関若しくは保証事業会社の 色の納付に代えることができる。また、 こよる保証又は履行保証保険契約締結に

	よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
	前金払	請求できる	
支払条件	中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選 択制とする。)	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第153号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市上町字西河原2146番1 以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市春日居町小松26番地 ルピナス生原201 関野 真士

甲府市告示第154号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市向町字舞台908番3、908番4 以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市向町909番地8 清水 季世子 甲府市向町909番地8 清水 拓生

甲府市告示第155号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市向町字舞台908番1 以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市石和町松本331番地4 出口 順啓

甲府市告示第156号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市国玉町字五本杉425番1、425番12から425番18まで 以上8筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え 置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中巨摩郡昭和町河東中島750番地6 有限会社ヒューマンコーポレーション 取締役 五味 佐和子

(別添図省略)

甲府市告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり 道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、 この告示の日から平成25年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 道路の種類 市道

2 路線番号 2008

3 路線名 浜下曽根線

4 道路の区域

旧新	区間	幅員	延長
の別		(メートル)	(メートル)
旧	甲府市下曽根町字大正289番3地先から 甲府市下曽根町字堰向1482番2地先まで	3.8~ 6.7	48.0
新	甲府市下曽根町字大正289番3地先から 甲府市下曽根町字堰向1482番2地先まで	3.8~ 6.7	52.5

甲府市告示第158号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市下鍛冶屋町字整理地506番1から506番11まで 以上11筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場、消	防施設
位置及び区域	別添図のとおり	

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え 置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目22番1号

西甲府住宅株式会社

代表取締役 戸 田 克 己

(別添図省略)

甲府市告示第159号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市下鍛冶屋町字整理地480番1から480番5まで 以上5筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え 置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目22番1号

西甲府住宅株式会社

代表取締役 戸 田 克 己

(別添図省略)

甲府市告示第160号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。 平成25年4月8日

#### 甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 增坪町自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者 氏 名	藤巻和人	内藤光男
代表者 住 所	甲府市上町2524番地	甲府市増坪町552番地3

3 変更年月日 平成25年4月1日

甲府市告示第161号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

平成25年4月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 塩部第三自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

1420 11 11	(数名の名名 上がく上にもず場がつか上に	
	変更後	変更前
代表者 氏 名	内藤英子	鈴 木 浩 人
代表者 住 所	甲府市塩部三丁目15番6号	甲府市大和町3番13号

3 変更年月日 平成25年4月1日

甲府市告示第162号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵

送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

平成25年4月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書

2 発送日 平成25年3月1日

3 項 目 平成24年度国民健康保険料9期分

4 納期限 平成25年4月1日

(納期限を平成25年5月1日に再指定)

5 納付場所 甲府市指定金融機関

甲府市収納代理金融機関 ゆうちょ銀行・郵便局

甲府市税務部収納管理室収納課

甲府市市民部市民総室国民健康保険課

窓口センター

6 納付義務者 別紙のとおり(1件)

(別紙省略)

甲府市告示第163号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令(昭和23年厚生省第197号)第5条の規定により公告する。

平成25年4月8日

#### 甲府市長 宮 島 雅 展

## 1 実施内容(平成25年4月分)

_	7 ME 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0   1/1/5/			_
	種 類		対 象 者	場所	
	Hib (ヒブ)	初回	生後2月から生後60月に	指定	
	HID (C)	追加	至るまでの間にある者	医療機関 (別掲)	
	肺炎球菌	初回	生後2月から生後60月に	()0.11.0)	

(小児がかかるもの)	追加	至るまでの間にある者
百日せき ジフテリア 破傷風	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者
不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期追加	T 2 % CANIMEN 2 I
百日せき ジフテリア	第1期初回	生後3月から生後90月に
破傷風 (DPT)	第1期追加	至るまでの間にある者
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に
中級不品 に か ノ カ	第1期追加	至るまでの間にある者
B C G	生後 1	歳に至るまでの間にある者
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者
麻しん風しん混合 (M R)	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者
麻しん単独 風しん単独	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者
	第1期初回	生後6月から生後90月に
日本脳炎	第1期追加	至るまでの間にある者
口本烟火	第2期	9歳以上13歳未満の者
	特例*1	平成7年4月2日から平成19年 4月1日の間に生まれた者
子宮頸がん	となる日の 女子	日の属する年度の初日から16歳 属する年度の末日までの間にある

- ※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。
- 2 予防接種を受けることが適当でない人
  - (1) 明らかに発熱のある人
  - (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
  - (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことのある人
  - (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第164号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。 なお、次のとおり閲覧に供する。

平成25年4月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所 甲府市増坪町791-1 甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間 告示の日から2週間

甲府市告示第165号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市国母二丁目21番3、21番5、21番6、21番8、29番7から 29番10まで、29番12から29番14まで、544番2、544番3 以上13筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

五兴旭战》一座娱、一座直		
公共施設の種類	水路	
位置及び区域	別添図のとおり	

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え 置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

札幌市東区北24条東20丁目1番21号

株式会社ツルハ

代表取締役社長 鶴羽 樹

(別添図省略)

甲府市告示第166号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送した が返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法 (昭和25年法律第 226号) 第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

平成25年4月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名 差押調書(謄本) 税発第19号

2 送達を受けるべき者 巌 虎

甲府市税務部収納管理室滯納整理課

甲府市告示第167号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

平成25年4月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 西田町自治会
- 2 変更事項

3 保管場所

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者 氏 名	塩 谷 元 由	入戸野 昭芳
代表者 住 所	甲府市西田町2番35号	甲府市西田町5番39号

3 変更年月日 平成25年4月7日

甲府市告示第168号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

平成25年4月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 元紺屋町自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者 氏 名	深澤眞一郎	河 西 吉 也
代表者 住 所	甲府市元紺屋町33番地36	甲府市元紺屋町90番地

3 変更年月日 平成25年4月5日

甲府市告示第169号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、 この告示の日から平成25年4月25日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の 種類	路線名	区間	延 長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	増坪1号線	甲府市増坪町581番4 地先から 甲府市増坪町462番1 地先まで	707.3	平成25年 4月12日

甲府市告示第170号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画

事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり 公衆の縦覧に供する。

平成25年4月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 施行者の名称

山梨県

2 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画道路事業 3・4・1号 甲府駅前線

3・4・18号 甲府駅南通り線

3 事業計画

イ 事業地

(1) 収用の部分

山梨県甲府市丸の内1丁目及び丸の内2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

ロ 設計の概要

(1) 甲府都市計画道路事業 3・4・1号 甲府駅前線

起 点 山梨県甲府市丸の内1丁目12番6

終 点 山梨県甲府市丸の内2丁目17番1

延 長 93 m

幅 員 36 m

車線の数 4車線

駅前広場 12,200 m<sup>2</sup>

その他別添の設計の概要を表示する図書のとおり。

(2) 甲府都市計画道路事業 3・4・18号 甲府駅南通り線

起 点 山梨県甲府市丸の内1丁目30番5

終 点 山梨県甲府市丸の内1丁目12番3

延 長 98m

幅 員 20m

車線の数 2車線

その他別添の設計の概要を表示する図書のとおり。

ハ 事業施行期間

自 平成25年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

4 縦覧場所 甲府市建設部まち開発室都市計画課

甲府市告示第171号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例 施行規則(平成12年3月規則第21号)第12条の規定により告示する。

平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名

介護保険被保険者証

2 被保険者番号並びに住所及び氏名

別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第172号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市小瀬町字蛭沢1573番1から1573番10まで、1573番13、 下鍛冶屋町字整理地515番1、515番5から515番7まで 以上15筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類 道路、ゴミ置場 位置及び区域 別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え 置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目16番16号

有限会社セントラルホームズ

代表取締役 雨 宮 孝

(別添図省略)

甲府市告示第173号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。 平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 古上条自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者 氏 名	林 洋 希	池田光男
代表者 住 所	甲府市古上条町230番地3	甲府市古上条町264番地4

3 変更年月日 平成25年4月14日

甲府市告示第174号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項 の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次に より縦覧に供する。

平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 縦覧場所

甲府市増坪町791-1 甲府市産業部農林振興室農政課(農業センター内)

甲府市告示第175号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字大北耕地1032番1、1032番3、1032番4、 1032番5

以上4筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路	
位置及び区域	別添図のとおり	

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え 置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

(別添図省略)

甲府市告示第176号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市小瀬町字整理地1356番1から1356番5まで、1357番1 から1357番4まで

以上9筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え 置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目22番1号

西甲府住宅株式会社

代表取締役 戸 田 克 己

(別添図省略)

甲府市告示第177号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月17日

#### 甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字梅ノ木760番6、764番2、770番1、770番3から770番8まで、

字鎌作725番1

以上10筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え 置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町清水新居1573番地

株式会社 はやぶさ地所

代表取締役 野 中 功 夫

(別添図省略)

甲府市告示第178号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則(昭和35年11月規則第52号)第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮島雅展

1 書類名 国民健康保険被保険者証

2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第179号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、

地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

平成25年4月17日

#### 甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 高室町自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者 氏 名	中 澤 真	河 西 宏 海
代表者 住 所	甲府市高室町750番地	甲府市高室町21番地1

3 変更年月日 平成25年4月1日

甲府市告示第180号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 高畑一丁目飯豊自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者 氏 名	土屋勇三	佐 野 哲 夫
代表者 住 所	甲府市高畑一丁目9番13号	甲府市高畑一丁目6番12号

3 変更年月日 平成25年4月5日

甲府市告示第181号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 都市計画の種類
  - ①甲府都市計画道路の変更
  - (3・4・32号 新環状・緑が丘アクセス線)
  - ②甲府都市計画公園の変更
  - (6・5・2号 緑が丘スポーツ公園)
- 2 縦覧場所

甲府市建設部まち開発室都市計画課

甲府市告示第182号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の 1件の一般競争入札を執行する。

平成25年4月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

(1) 入札番号 業務委託 第134号

(2)業務名称 平成25年度二次予防事業対象者把握業務委託

(3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月31日まで

 (4)履行場所
 仕様書による

 (5)業務内容
 仕様書による

 (6)予定価格
 公表しない

(7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件 をすべて満たす者

(1) 平成24年度までに二次予防事業対象者把握業務を元請契約し、完了した実

績を有すること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1)配付期間 平成25年4月18日(木)~平成25年4月25日(木) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。) 午前9時~午後5時
- (2)配付場所 甲府市福祉部福祉総室総務課 甲府市相生二丁目17番1号 相生仮本庁舎3号館2階 電話055-237-5457
- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成25年4月18日 (木) ~平成25年4月25日 (木) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時~午後5時

イ 場所 甲府市福祉部福祉総室総務課 甲府市相生二丁目17番1号相生仮本庁舎3号館2階 電話055-237-5457

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成25年5月16日(木) 午後1時30分
- (2)場 所 甲府市役所 入札室 甲府市丸の内1丁目18番1号 本庁舎6階 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100

に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 その他
- (1)入札保証金:免除
- (2) 契約保証金: (契約金額の10/100) :納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に 国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする 契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約 を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第183号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市レンタサイクルの利 用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 委託する相手方

所 在 甲府市丸の内二丁目32番2号

名 称 甲府ホテル旅館協同組合

代表理事 伴野 公亮

2 委託する期間

平成25年4月22日から平成26年3月31日まで

3 委託する事務

甲府市レンタサイクルの利用料の徴収事務

甲府市告示第184号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市西高橋町字整理地54番2、55番2、56番2 以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市善光寺二丁目8番1号 萩原 直彦

甲府市告示第185号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月19日

甲府市長 宮 鳥 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市上今井町字前田2029番4、2030番5 以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市七沢町403番地5 遠藤 光

甲府市告示第186号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。 平成25年4月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名 差押調書(謄本) 税発第27号

2 送達を受けるべき者 刈屋 里奈

3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滯納整理課

甲府市告示第187号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成25年4月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第188号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

平成25年4月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名 配当計算書(謄本) 税発第194号

充当通知書 税発第193号

2 送達を受けるべき者 依田 幸子

3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滯納整理課

甲府市告示第189号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の

開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字大北耕地1256番1、1256番2、1257番1、 1257番2

以上4筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町1040番地の1

株式会社ブルーアース

代表取締役 髙 井 道 治

甲府市告示第190号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいっても交付する。

平成25年4月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

2 発送日 平成25年3月25日

3 送達を受けるべき者 髙野 大

4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滯納整理課

甲府市告示第191号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

平成25年4月23日

#### 甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 東一条南部自治会
- 2 変更事項

~~ + ~		
	変更後	変更前
代表者 氏 名	切 刀 公 雄	今 村 勇
代表者 住 所	甲府市湯田二丁目14番16号	甲府市湯田二丁目4番5号

3 変更年月日 平成24年4月21日

甲府市告示第192号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

平成25年4月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 三葉自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変 更 後	変更前
代表者 氏 名	麻生清美	一瀬秀文
代表者 住 所	甲府市湯村一丁目4番26号	甲府市富士見一丁目18番4号

3 変更年月日 平成25年3月17日

甲府市告示第193号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。 平成25年4月23日

#### 甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 飯田鶴巻台東自治会
- 2 変更事項

	変更後	変更前
代表者 氏 名	小 池 国 男	鶴 田 晴 通
代表者 住 所	甲府市飯田三丁目6番39号	甲府市飯田五丁目2番10号

3 変更年月日 平成25年4月6日

甲府市告示第194号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の 開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市増坪町字沼650番1、650番3、650番8から650番10まで 以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市国母五丁目6番15号 株式会社ハウス・ネット 代表取締役 三津橋 智人

甲府市告示第195号

甲府市契約規則 (昭和50年12月規則第66号) 第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年4月30日

#### 甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

(1) 入札番号 第207号

(2) 物件名 グラウンド整備用タイヤローラー

(3) 品質・規格・数量など 入札説明書による

(4)納入期限 入札説明書による

(5)納入場所 入札説明書による

(6)予定価格公表しない(7)最低制限価格設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件 をすべて満たす者。

- (1) 山梨県内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指 名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でない こと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1)配付期間 平成25年4月30日(火)~平成25年5月13日(月) (この期間内の十曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時~午後5時

(2)配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号(甲府市役所相生仮本庁舎) 5月7日(火)以降は、甲府市丸の内一丁目18番1号

電話055-237-5194

(3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(物品))から情

報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成25年4月30日(火)~平成25年5月13日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時~午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号(甲府市役所相生仮本庁舎) 5月7日(火)以降は、甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年5月23日(木) 午後1時30分
- (2)場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室 甲府市丸の内一丁目18番1号 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 その他
- (1) 入札保証金:免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100):納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

# 教育委員会

甲府市遊亀会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。 平成25年4月19日

> 甲府市教育委員会 委員長 齋 藤 章

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市遊亀会館条例施行規則を廃止する規則

甲府市遊亀会館条例施行規則(昭和40年7月教委規則第3号)は、廃止する。 附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

甲府市教育委員会告示第19号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成25年4月12日

甲府市教育委員会 委員長 齋 藤 章

1 業務名

甲府市小中学校ネットワークにおけるサービス提供及び運用保守業務

- 2 業務概要
- (1) 小中学校ネットワークにおけるサービス提供及び運用保守業務
- (2) 現行小中学校ネットワーク利用サービスからのデータ移行
- (3) 小中学校ネットワークにおけるヘルプデスク業務
- 3 履行期間

契約締結日から平成30年8月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申立 てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でない こと。
- (5) 甲府市入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 租税を完納していること。
- (8) 本業務の実施に充分な実績及び能力を有していること。
- 5 手続等
- (1) 企画提案実施要領等の配付

企画提案実施要領、仕様書、選考基準等は甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(ホームページ: http://www.city.kofu.yamanashi.jp/)

(2) 参加表明書及び企画提案書の提出方法

参加表明書及び企画提案書の提出方法、提出期限及び提出場所については、 企画提案実施要領を参照すること。

#### 6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 甲府市教育委員会 教育部 教育総室 学事課

山梨県甲府市太田町10番1号

(※5月7日(火)以降、事務局は丸の内1丁目18-1 新庁舎9階へ移転します。 なお、TEL・FAX番号は変わりません。)

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て

FAX 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8 TEL 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2

# 選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第5号

平成25年3月31日確定の甲府市農業委員会委員選挙人名簿について、農業委員会等に関する法律第14条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の1/2の数は、次のとおりである。

平成25年4月1日

甲府市選挙管理委員会 委員長 今 井 晃

・1/2の数 2,320人

## 監査委員

甲府市監査委員規程第1号

甲府市監査委員事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成25年4月26日

#### 甲府市監査委員

渡 辺 卓 信 中 村 保 長

大 塚 義 久

甲府市監査委員事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

甲府市監査委員事務局事務分掌規程(平成8年3月監査委員規程第1号)の一部 を次のように改正する。

別表第2の2組織、人事及び研修に関する事項の表第7号中「管外」を削り、同表中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 農業委員会

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会4月 定例総会を、平成25年4月30日午後2時00分、甲府市南公民館において開催 し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条 の規定により公告する。

平成25年4月26日

甲府市農業委員会会長 塩 野 陽 一

#### 付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成25年5月告示分農用地利用集積計画について

# 上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する 規程を次のように定める。

平成25年3月29日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正 する規程

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程(平成18年3月 管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1初任給基準表企業職給料表初任給基準表中「1級15号給」を「1級13号給」に改める。

別表第4 昇格時号給対応表を次のように改める。

別表第4 昇格時号給対応表(第9条関係)

企業職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の		昇格後の号給					
前日に受けて	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
いた号給							
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1

12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
	2	18	18	26	26	21	22
34 35	3	19	19	27	27	22	23
	+	20	20	28	28	22	24
36	4		21	29	29	23	25
37	5	21		30	30	23	25
38	6 7	22	22 23	31	31	24	26
39	8	-	23	32	32	24	26
40		24		33	33	25	27
41	9	25 26	25 26	34	34	25	27
42			27	35	35	26	28
43	11	27 28	28	36	36	26	28
44	13	29	29	37	37	27	28
45	13	30	30	38	38	27	28
46	15	31	31	39	39	28	29
47	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	30
52	20	36	36	43	42	30	30
	21	37	37	45	43	30	30
53		38	38	46	43	30	30
54	22	39	39	47	43	31	31
55 56	23			48	44	31	31
56 57	24	40	40	48	45	31	31
57	25	41	41	49	45	31	31

58	25	41	42	50	45	32	31
59	26	42	43	51	46	32	32
60	26	42	44	52	46	32	32
61	27	43	45	53	47	32	33
62	27	43	45	54	47	33	- 00
63	28	44	45	55	48	33	
64	28	44	46	56	48	33	
	29	45		57	49	33	
65			46		49	34	
66	29	45	46	58			
67	30	46	47	59	50	34	
68	30	46	47	60	50	34	
69	31	47	47	61	50	34	
70	31	47	48	62	50	35	
71	32	48	48	63	51	35	
72	32	48	48	64	51	35	
73	33	49	49	65	51	35	
74	33	49	49	66	51	36	
75	33	49	49	67	52	36	
76	34	49	50	68	52	36	
77	34	50	50	68	52	37	
78	34	50	50	69	52		
79	35	50	51	69	53		
80	35	50	51	70	53		
81	35	51	51	70	53		
82	36	51	52	71	53		
83	36	51	52	71	54		
84	36	51	52	72	54		
85	37	52	53	72	55		
86	37	52	53	73			
87	38	52	53	73			
88	38	52	53	74			
89	39	53	54	74			
90	39	53	54	75			
91	40	53	54	75			
92	40	53	54	76			
93	41	53	55	77			
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				

	1			
104	56	57		
105	56	57		
106	56	57		
107	56	57		
108	56	58		
109	56	58		
110	57	58		
111	57	58		
112	57	58		
113	57	59		
114	57			
115	57			
116	58			
117	58			
118	58			
119	58			
120	58			
121	58			
122	59			
123	59			
124	59			
125	59			

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。 甲府市上下水道局告示第17号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和49年12月23日条例第49号)第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

負担区の名称	平成25年度賦課対象区域
市街化調整区域負担区	和戸町の一部 (別添図のとおり)
	川田町の一部 (別添図のとおり)
	中畑町の一部 (別添図のとおり)
	 (別添図省略

甲府市上下水道局告示第18号

甲府市上下水道局水道料金等公金収納業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行会第26条の4の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

1 委託する相手方

甲府市国母三丁目11番23号 サンエーハイムⅡ206号 有限会社 ターレット 代表取締役 松野 繁

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

- 3 委託概要
  - (1) 収納に関する業務
  - (2) 給水停止執行補助に関する業務

甲府市上下水道局告示第19号

甲府市上下水道局停水解除業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行 令第26条の4の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

1 委託する相手方

甲府市国母三丁目11番23号 サンエーハイムⅡ206号 有限会社 ターレット 代表取締役 松野 繁

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

3 委託概要 停水解除及び附帯業務

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市上下水道局水道料金等滞納整理及び給水停止等業務を次のとおり委託した ので、地方公営企業法施行令第26条の4の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

1 委託する相手方

甲府市国母三丁目11番23号 サンエーハイムⅡ206号 有限会社 ターレット 代表取締役 松野 繁

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

- 3 委託概要
  - (1) 滯納整理業務
  - (2) 給水停止業務
  - (3) その他の業務

#### 甲府市上下水道局告示第21号

甲府市下水道条例(昭和37年7月条例第33号)第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程(平成19年4月管理規程第30号)第11条の規定により、別紙名簿のとおり告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

甲府市上下水道局告示第22号

甲府市上下水道局水道料金・下水道使用料検針調定及び開閉栓業務を次のとおり 委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

1 委託する相手方

愛知県名古屋市千種区内山二丁目6番22号 株式会社フューチャーイン 代表取締役社長 石井 吉美

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

- 3 委託概要
  - (1) 水道メーター検針及び調定業務
  - (2) 開閉栓業務
  - (3) 宅地内簡易漏水調査業務等

甲府市上下水道局告示第23号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則 (昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争 入札を執行する。 平成25年4月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

#### 一般競争入札 公告個別事項

一般競爭人札 公告個別事項						
入札番号		(土木) 130001号				
工事名		下水道管布設工事(H25C-3)				
工事場所		甲府市酒折一丁目地	甲府市酒折一丁目地内			
	1	工事内容	148 所、力	付硬質塩ビ管布設工 (φ200) L=8.5m、人孔設置工(1号)5箇 、孔設置工(小型)4箇所、公設桝設 、6箇所、付帯工1式		
工事概要	2	工期	平成 2	25年10月31日まで		
	3	予定価格 (税込み)				
	4	* / C III		で 対廃棄物の再資源化等の 適用		
	1	本店所在地		甲府市内		
	2	競争入札参加資格		土木一式 B又はC		
入札参加資 格	3	同種工事施工実績		下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。		
	4	配置予定技術者の資		入札説明書に記載		
	1	入札説明書等配付開		平成25年4月23日		
	2	入札説明書等配付締	切日	平成25年5月2日		
	3	申請書受付開始日		平成25年4月23日		
	4	申請書受付締切日		平成25年5月2日		
	5	入札参加資格確認結 通知日	果	平成25年5月10日		
日程	6	設計図書配付開始日		平成25年4月23日		
	7	設計図書配付締切日		平成25年5月13日		
	8	設計図書に関する質 開始日	問	平成25年4月23日		
	9	設計図書に関する質 締切日	問	平成25年5月13日		
	10	入札及び開札日時		平成25年5月21日		

			午前9時00分		
	1	参加申請時	入札説明書に記載		
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書		
		大小口中子	工事内訳書		
入札参加資	1	質問	平成25年5月16日		
格に対する		7.17	午後5時まで		
説明	2	回答	平成25年5月17日		
		入札参加資格のない者の			
入札の無効		1 717 117 117 117	記載をした者の行った入札		
7 (12 - )/93		入札に関する条件に違反			
		入札参加資格の要件を満	たさなくなった者の行った入札		
入札保証金		免除			
		契約金額の 10/100 納付			
		ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の			
契約保証金		保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、			
		公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に			
		よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。			
低入札価格調 制度	查	適用			
		前金払	請求できる		
支払条件		中間前金払	請求できる		
		甲府市総務部契約管財室契約課			
		T 4 0 0 - 8 5 8 5			
問い合わせ先	-	甲府市相生二丁目17番	1 号		
		(但し、5月7日以降は	、甲府市丸の内一丁目18番1号)		
		電話055-237-5	1 2 4		

# 甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程第2号 甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成25年4月30日

甲府市災害対策本部長甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程(昭和39年8月災害対策本部規程第1号)の一部 を次のように改正する。

第6条第2項中「危機管理対策室長」を「危機管理室長」に、「防災対策班長」 を「防災班長」に、「危機管理対策室担当課長班長」を「危機管理室担当課長班 長」に改める。

第7条第3項中「危機管理対策監」を「危機管理監」に改める。

別表第1危機管理対策部の項中「危機管理対策部(危機管理対策監)」を「危機 管理部 (危機管理監) | に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策室の項中「危 機管理対策室(危機管理対策室長)」を「危機管理室(危機管理室長)」に改め、 同表危機管理対策部、危機管理対策室、防災対策班の項中「防災対策班(防災対策 課長)」を「防災班(防災課長)」に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策 室、危機管理班の項第5号中「防災対策班」を「防災班」に改め、同表企画部の項 中「リニア交通政策調整監、地域政策調整監」を「リニア交通政策監、地域政策 監」に改め、同表企画部、企画財政室、行政改革推進班の項中「行政改革推進班 (行政改革推進課長) | を「行政改革班(行政改革課長)」に改め、同表企画部、 地域政策室、中心市街地振興班の項中「中心市街地振興班(中心市街地振興課 長) | を「まちづくり班(まちづくり課長) | に改め、同表総務部、契約管財室、 情報推進班の項中「情報推進班(情報推進課長)」を「情報班(情報課長)」に改 め、同表総務部、市長室、広報班の項中「広報班(広報課長)」を「シティプロモ ーション班(シティプロモーション課長)」に改め、同表総務部、市長室、担当課 長班の項中「(シティプロモーション担当課長)」を削り、同表市民生活部の項中 「市民生活部(市民生活部長)」を「市民部(市民部長)」に改め、同表市民生活 部、市民生活総室の項中「市民生活総室(市民生活総室長)」を「市民総室(市民 総室長)」に改め、同表市民生活部、市民協働室、人権・男女共同参画班の項中 「人権・男女共同参画班(人権・男女共同参画課長)」を「人権男女参画班(人権 男女参画課長)」に改め、同表福祉部、福祉総室、担当課長班の項を削り、同表福 祉部、高齢者・障害者支援室の項中「高齢者・障害者支援室(高齢者・障害者支援 室長)」を「長寿支援室(長寿支援室長)」に改め、同表産業部の項中「市場改革

調整監」を「市場改革監」に改め、同表産業部、産業振興推進室の項中「産業振興 推進室(産業振興推進室長)」を「産業振興室(産業振興室長)」に改め、同表産 業部、産業振興推進室、商工振興班の項中「商工振興班(商工振興課長)」を「商 工班(商工課長)」に改め、同表産業部、産業振興推進室、産業プロジェクト推進 班の項を削り、同表産業部、農林振興室、農業振興班の項中「農業振興班(農業振 興課長)」を「農政班(農政課長)」に改め、同表産業部、農林振興室、森林整備 班の項中「森林整備班(森林整備課長)」を「林政班(林政課長)」に改め、同表 都市建設部の項中「都市建設部(都市建設部長)庁舎建設部長は、部長を補佐す る。」を「建設部(建設部長)」に改め、同表都市建設部、都市建設総室の項中 「都市建設総室(都市建設総室長)」を「建設総室(建設総室長)」に改め、同表 都市建設部、計画指導室の項中「計画指導室(計画指導室長)」を「まち開発室 (まち開発室長)」に改め、同表都市建設部、計画指導室、都市整備班の項第3号 中「防災対策班」を「防災班」に改め、同表都市建設部、計画指導室、甲府駅周辺 土地区画整理班の項中「甲府駅周辺土地区画整理班(甲府駅周辺土地区画整理課 長)」を「区画整理班(区画整理課長)」に改め、同表都市建設部、都市基盤整備 室の項中「都市基盤整備室(都市基盤整備室長)」を「まち保全室(まち保全室 長)」に改め、同表都市建設部、庁舎建設総室の項を削り、同表病院部、病院事務 総室、地域医療連携班の項を次のように改める。

1,00	工( 元 为 四 亦 足 ) 5 元 * 7 人 人	
	地域医療連携班	診療班への応援に関すること。
	(地域医療連携室長)	
	医療安全管理班	
	(医療安全管理室長)	
	That when the second se	

別表第1上下水道部、工務総室、管理計画班の項中「管理計画班(管理計画課長)」を「計画班(計画課長)」に改め、同表上下水道部、技術管理室の項を次のように改める。

7 1 - 94 - 7 0 6		
施設整備室(施設整備室長)	水道班 (水道課長) 下水道班 (下水道課長) 浄化センター班 (浄化センター課 長)	1 飲料水の補給に関すること。 2 送・配水施設の応急復旧に関すること。 3 各配水区域の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡、統計及び報告に関すること。 4 下水道管きよの復旧工事に関すること。 5 下水道施設の災害に伴う応急工事に関すること。 6 工事指定店の動員体制の配備に関すること。
		応急工事に関すること。 6 工事指定店の動員体制の
		7 処理施設の被害状況調査、 応急措置及び修繕に関する こと。

別表第1上下水道局、みず管理室の項を次のように改める。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/ / 11 -11 -1 / 2 / 2 / 1	00 7 (- 90 0)
みず管理室	みず保全班	1 水源の確保に関すること。
(みず管理室長)	(みず保全課長)	2 取・導・浄水施設の応急
	浄水班	復旧に関すること。
	(浄水課長)	3 水質の検査及び保持に関
		すること。
		4 簡易水道施設等に関する
		こと。

別表第1教育部、生涯教育振興室の項を次のように改める。

0.114 11.1		17 01 7 1 - 9(17 0 0
生涯学習室	文化班	文化財の被害状況の調査及び
(生涯学習室長)	(文化課長)	保全措置に関すること。
	スポーツ班	部内各班への応援に関するこ
	(スポーツ課長)	と。
	生涯学習班	
	(生涯学習課長)	
	図書館班	
	(図書館長)	
国民文化祭室	国民文化祭班	部内各班への応援に関するこ
(国民文化祭室	(国民文化祭課	と。
長)	長)	

別表第2を次のように改める。

1111X X7 2 6	が表現とを依めように改める。				
種別	配備基準	配備内容	配備を要する職員等		
第一配備	① 次の注意報の1以上が発	関係所属で、	① (別紙その1) に規定		
	表されたとき。	情報活動をは	, - H H		
	• 大雨注意報	じめとする応			
		急対策活動に	する職員		
	・大雪注意報	着手するもの			
	② 震度4の地震を観測した	とする。	② 部長、室長及び当該		
	とき。		部長の指名する職員		
	③ その他必要により市長が		③ 市長が配備を指令し		
	配備を指令したとき。		た部等の部長及び当該		
			部長の指名する職員		
第二配備	① 次の警報の1以上が発表	事態の推移に	① (別紙その2) に規定		
		伴い、速やか			
		に災害対策本	market o Market 1 1 Hall		
		部に移行でき	, - ,		
	・暴風警報	るものとす	711 - HE 2 17   1 - 77   71 - 40 1		
	・大雪警報	る。	ても気象、災害状況によ		
			り必要な場合は、所属長		
			の判断で配備につくもの		
			とする。		
	② 震度5弱・強の地震を観		② 部長、室長及び当該		

部長の指名する職員並 測したとき。 びに初動体制職員 ③ 部長、室長及び当該 ③ 東海地震に関連する調査 情報(臨時)が発表された 部長の指名する職員 とき。 ④ その他必要により市長が ④ 市長が配備を指令し 配備を指令したとき。 た部等の部長及び当該 部長の指名する職員並 びに初動体制職員 第三配備 ① 大規模災害が発生したと情報、水防、 全職員 輸送、医療、 き。 ② 震度6弱以上の地震を観枚護等の応急 対策活動が円 測したとき。 ③ 災害対策本部を設置したのとする。 滑に行えるも とき。 ④ 東海地震注意情報又は東 海地震予知情報(警戒宣 言)が発表されたとき。 ⑤ その他必要により市長が 配備を指令したとき。

別表第2 (別紙その1) を次のように改める。

MAN TO MACO IT ENOUGH TO COMP DO			
部等	室等	部長が指名する職員の課等	
危機管理部	危機管理室	防災課	
市民部	市民総室・中道支所	総務課・振興課・住民課・上九一 色出張所	
建設部	建設総室・まち開発 室・まち保全室	総務課・建築指導課・道路河川課	
上下水道部	全室		
産業部	産業総室・農林振興 室	総務課・農政課・林政課	
消防部		各署	

別表第2(別紙その2)企画部の項を次のように改める。

企画部(リニ	全室	全課
ア交通政策監、		
地域政策監を含		
む。)		
	l .	

別表第2(別紙その2)危機管理対策部の項を次のように改める。

危機管理部	危機管理室	全課(危機管理担当課長を含む。)
	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	

別表第2(別紙その2)総務部の項を次のように改める。

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
総務部	総務総室・人事管理	総務課・人事課・契約課・管財課
	室・契約管財室	・情報課

	市長室		全課
別表第2 (別紙-	その2) 市員	民生活部の項を	と次のように改める。
市民部	全室・中		総務課・市民対話課・振興課・住 民課・上九一色出張所
別表第2 (別紙-	その2) 産業	<b></b> 能部の項を次の	りように改める。
産業部(市場 改革監を含 む。)	全室		総務課・農政課・林政課・農業委 員会事務局
別表第2 (別紙-	その2)都下	<b>片建設部の項を</b>	と次のように改める。
建設部	全室		全課
附則			

この規程は、公布の日から施行する。

# 甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第2号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成25年4月30日

甲府市地震災害警戒本部長甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程(昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「郵便事業株式会社甲府支店及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第6条第2項中「危機管理対策室長」を「危機管理室長」に、「防災対策班長」を「防災班長」に、「危機管理対策室担当課長班長」を「危機管理室担当課長班長」に改める。

第7条第3項中「危機管理対策監」を「危機管理監」に改める。

別表第1危機管理対策部の項中「危機管理対策部(危機管理対策監)」を「危機 管理部(危機管理監)」に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策室の項中「危 機管理対策室(危機管理対策室長)」を「危機管理室(危機管理室長)」に改め、 同表危機管理対策部、危機管理対策室、防災対策班の項中「防災対策班(防災対策 課長)」を「防災班(防災課長)」に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策 室、危機管理班の項第5号中「防災対策班」を「防災班」に改め、同表企画部の項 中「リニア交通政策調整監、地域政策調整監」を「リニア交通政策監、地域政策 監」に改め、同表企画部、企画財政室、行政改革推進班の項中「行政改革推進班 (行政改革推進課長) | を「行政改革班(行政改革課長) | に改め、同表企画部、 地域政策室、中心市街地振興班の項中「中心市街地振興班(中心市街地振興課 長) | を「まちづくり班(まちづくり課長)」に改め、同表総務部、契約管財室、 情報推進班の項中「情報推進班(情報推進課長)」を「情報班(情報課長)」に改 め、同表総務部、市長室、広報班の項中「広報班(広報課長)」を「シティプロモ ーション班(シティプロモーション課長)」に改め、同表総務部、市長室、担当課 長班の項中「(シティプロモーション担当課長)」を削り、同表市民生活部の項中 「市民生活部(市民生活部長)」を「市民部(市民部長)」に改め、同表市民生活 部、市民生活総室の項中「市民生活総室(市民生活総室長)」を「市民総室(市民 総室長)」に改め、同表市民生活部、市民協働室、人権・男女共同参画班の項中 「人権・男女共同参画班(人権・男女共同参画課長)」を「人権男女参画班(人権 男女参画課長)」に改め、同表税務部、税務総室、市民税班の項中「市民生活部」

を「市民部」に改め、同表税務部、収納管理室、収納班の項中「市民生活部」を 「市民部」に改め、同表福祉部、福祉総室、担当課長班の項を削り、同表福祉部、 高齢者・障害者支援室の項中「高齢者・障害者支援室(高齢者・障害者支援室 長) | を「長寿支援室(長寿支援室長) | に改め、同表産業部の項中「市場改革調 整監」を「市場改革監」に改め、同表産業部、産業振興推進室の項中「産業振興推 進室(産業振興推進室長)」を「産業振興室(産業振興室長)」に改め、同表産業 部、産業振興推進室、商工振興班の項中「商工振興班(商工振興課長)」を「商工 班(商工課長)」に改め、同表産業部、産業振興推進室、産業プロジェクト推進班 の項を削り、同表産業部、農林振興室、農業振興班の項中「農業振興班(農業振興 課長)」を「農政班(農政課長)」に改め、同表産業部、農林振興室、森林整備班 の項中「森林整備班(森林整備課長)」を「林政班(林政課長)」に改め、同表都 市建設部の項中「都市建設部(都市建設部長)庁舎建設部長は、部長を補佐す る。」を「建設部 (建設部長)」に改め、同表都市建設部、都市建設総室の項中 「都市建設総室(都市建設総室長)」を「建設総室(建設総室長)」に改め、同表 都市建設部、計画指導室の項中「計画指導室(計画指導室長)」を「まち開発室 (まち開発室長) | に改め、同表都市建設部、計画指導室、甲府駅周辺土地区画整 理班の項中「甲府駅周辺土地区画整理班(甲府駅周辺土地区画整理課長)」を「区 画整理班(区画整理課長)」に改め、同表都市建設部、都市基盤整備室の項中「都 市基盤整備室(都市基盤整備室長)」を「まち保全室(まち保全室長)」に改め、 同表都市建設部、庁舎建設室の項を削り、同表病院部、病院事務総室、地域医療連 携班の項を次のように改める。

	地域医療連携班	診療班への応援に関すること。
	(地域医療連携室長)	
T	医療安全管理班	
	(医療安全管理室長)	

別表第1上下水道部、工務総室、管理計画班の項中「管理計画班(管理計画課 長)」を「計画班(計画課長)」に改め、同表上下水道部、技術管理室の項を次の ように改める

11 12 - 141. 144 1-	. 6 73 1 7 (4 D) 5 73 1 3D 74 7 7 8
施設整備室 (施設整備室長) (水道部 下水道現 (下水道 浄化セン (浄化セス 長)	2 発災に備え、被害調査計画の 値課長) 確認に関すること。

別表第1上下水道局、みず管理室の項を次のように改める。

みず管理室 みず保全班 1 水源(補助水源等を含む。)		
(浄水課長) 体制の確認及び整備に関すること。 3 薬品の点検、確保及び水質検 査の準備に関すること。	 (みず保全課長) 浄水班	の確保に関すること。  2 取・導・浄水施設の応急復旧体制の確認及び整備に関すること。  3 薬品の点検、確保及び水質検査の準備に関すること。  4 簡易水道施設等に関するこ

## 別表第1教育部、生涯教育振興室の項を次のように改める。

別表別主教育師、工任教育派英王の長を认めように成める。			
	生涯学習室 (生涯学習室長)	文化班 (文化課長)	文化財の保全措置に関すること。
	(工任于自主及)	(文化麻及)	
		スポーツ班	部内各班への応援に関すること。
		(スポーツ課長)	
		生涯学習班	
		(生涯学習課長)	
		図書館班	
		(図書館長)	
	国民文化祭室	国民文化祭班	部内各班への応援に関すること。
	(国民文化祭室	(国民文化祭課	
	長)	長)	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

任免辞令	
(市長事務部局)	NI
甲府市監査委員に選任する 常勤とする	渡辺卓信
	小宮山 美 弘 佐 藤 愛 美
(各通) 甲府市教育委員会委員に任命する	
	若尾怜子石川慶太天沼兩
(各通) 事務職員に採用する 行政事務職を命ずる 市民部市民総室市民課主事を命ずる	
事務職員に採用する 行政事務職を命ずる 市民部市民総室国民健康保険課主事を命ずる	渡・井・あゆみ
事務職員に採用する 行政事務職を命ずる 脱務部税務総室市民税課主事を命ずる	関 勇 人
	鷹 野 昇 太 坂 本 知 大 保 坂 有 紀
(各通) 事務職員に採用する 行政事務職を命ずる 脱務部税務総室資産税課主事を命ずる	

	F 6	技術職員に採用する	
古な時日に松田上で	塚 原 一	技術職員に採用する	
事務職員に採用する 行政事務職を命ずる		展来職を叩りる 産業部農林振興室農政課技師を命ずる	
行政事務職を叩りる 税務部収納管理室収納課主事を命ずる		産業印展 体派 英主展 及 床 汉 印 で 印 す る	
	1		加藤友浩
	市村優介		丸山大輔
	小宮山 未 来	(各通)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(各通)		技術職員に採用する	
事務職員に採用する		土木職を命ずる	
行政事務職を命ずる		建設部まち保全室道路河川課技師を命ずる	
福祉部子ども家庭支援室児童育成課主事を命ずる			
			野 沢 ちづの
	清水彩加	技術職員に採用する	
事務職員に採用する		建築職を命ずる	
行政事務職を命ずる	l	建設部まち保全室建築営繕課技師を命ずる	
福祉部子ども家庭支援室児童保育課主事を命ずる			植田祥平
		4. 体肿 1. 1. 核 11 4 7	旭 田 伴 平
	小 澤 奈津紀 佐久間 保奈美	技術職員に採用する 理学療法士を命ずる	
(各通)	佐久间 休奈夫	市立甲府病院診療部技師を命ずる	
事務職員に採用する		日立中的解析的教師文師で明りる	
保育士を命ずる			井 上 稚 菜
福祉部子ども家庭支援室児童保育課主事を命ずる		技術職員に採用する	, — , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
出血的, C 0 外及人及工汽业的内部工业 C 的 / 0		作業療法士を命ずる	
	嶌 田 愛由美	市立甲府病院診療部技師を命ずる	
	堀 内 千賀子		
(各通)			沓 名 結 依
事務職員に採用する		技術職員に採用する	
行政事務職を命ずる		言語聴覚士を命ずる	
福祉部長寿支援室介護保険課主事を命ずる		市立甲府病院診療部技師を命ずる	
	NB 45 114		++ +/\ VB _L-
	湯舟瞳	技術職員に採用する	村松陽太
(A XX)	日 向 未 来	技術職員に採用する 臨床検査技師を命ずる	
(各通)		端床快貨技師を叩りる 市立甲府病院診療支援部技師を命ずる	
事務職員に採用する 行政事務職を命ずる		ロユT川が所の水メなは以呼でまする	
11 政争拐喩を叩りる 福祉部長寿支援室障害福祉課主事を命ずる			
田世界以内大阪王四田田田田工事で明りる			七澤愛奈
	吉澤雅貴		宮崎萌
	,,		渡 辺 絵梨香

(各通)

技術職員に採用する 薬剤師を命ずる 市立甲府病院薬剤部技師を命ずる

> 呉 屋 緑 香 曽我美 朝 美 依 田 梨 奈 田中愛美 有 野 由里恵 佐 藤 幸 菜 梶 原 麻 未 渡 辺 翔 子 藥袋恵子 齊 藤 友里亜 木佐貫 和 也 中村信明 長田正志 山内啓示 矢 﨑 大 地 赤池友実 小 川 芙佐子 佐々木 晴 香 鎌田礼子 伊藤 祐子 井 上 淳 美

(各通)

技術職員に採用する 看護師を命ずる 市立甲府病院看護部技師を命ずる

事務職員に採用する 社会福祉士を命ずる 市立甲府病院総合相談室主事を命ずる

事務職員に採用する 文化財主事を命ずる 甲府市教育委員会に出向させる 長 澤 菜 月

鷹野義朗

一ノ瀬 匠

事務職員に採用する 行政事務職を命ずる 甲府市選挙管理委員会事務局に出向させる

渡鈴小齊小

(各誦)

技術職員に採用する 土木職を命ずる 甲府市上下水道局に出向させる

小田切 紫 織

技術職員に採用する 水質検査職を命ずる 甲府市上下水道局に出向させる

横田隼也

技術職員に採用する 電気職を命ずる 甲府市上下水道局に出向させる

以 上 発 令 日 平成25年 4月 1日

福祉部 長寿支援室 障害福祉課 主事 梅 澤 理 恵 退職を承認する

以 上 発 令 日 平成25年 4月30日